

青梅市幼児教育・保育施設における

新型コロナウイルス感染症対応マニュアル

I 園児に疑わしい症状がある場合の対応

1 体調不良時の基本的な対応

教育・保育施設では、新型コロナウイルス感染症が疑われる症状を特定することは困難であるため、体調不良の場合には以下の対応を行う。

ア 他児への感染を防ぐため、医務室等の隔離した部屋や場所でお迎えまで保育を行う。

イ 隔離スペースは、手洗い場があり、換気ができる場所が望ましい。

また、可能であれば、他児と導線が交わらないよう配慮すること。

注) スペースが確保できない場合は、カーテンやパーテーションなどで仕切る。手洗い場がない場合には、消毒用エタノール消毒液を用意しておく。

ウ 保護者に症状を伝え、速やかなお迎えを要請する。

エ 体調不良児が複数発生した場合は、園児同士の間隔を十分に空けるか、パーテーションなどで仕切る。

オ 濃厚接触者を増やさないために、関わっていた（保育をしていた）職員がお迎えまで対応することを基本とする。

2 体調不良時の保育・看護をする際の注意点

ア 園児には、可能な限りマスクを着用させる。（2歳未満は除く）

イ 職員の感染リスクをできるだけ低減するため、マスク、目の防護具、エプロンを着用する。

ウ 使用するエプロンは使い捨てが望ましいが、用意できない場合は布製エプロン等とする。

なお、エプロンは当該児専用とし、一時的に医務室等から移動する際は、エプロンはずしウイルスが周囲に付着しないようにする。

エ 開口部を常時開放するなど、室内換気をこまめに行う。

オ 鼻水や唾液を扱うときは、使い捨て手袋を使用する。使用したティッシュや使い捨て手袋等は、すぐにビニール袋に入れ密閉して廃棄する。その後、石けんと流水で30秒以上かけて手洗いをする。（手洗いができない場合は消毒用エタノール消毒液を使用）

カ どうしても園児を抱っこする必要がある場合は、園児の顔を横に向ける等、できるだけ対面を避けるような工夫をする。

キ 嘔吐や下痢症状がある場合には、感染性胃腸炎が疑われる際の対応と同様に行う。

3 お迎えの保護者への対応

ア 保護者に園児の体調の経過を伝え、必ず医療機関を受診するよう要請する（要事前連絡）。なお、受診結果を速やかに園に連絡してもらうこと。

イ 新型コロナウイルス感染症以外の発熱の場合でも、原則、解熱後24時間以上経過するまで登園を控えるよう要請する。

ウ 体調不良時に使用した園児の布団カバー等は、袋に密閉して保護者に返却し、洗濯を依頼する。布団カバー等は、80℃以上で10分間熱湯消毒をした後に洗濯するよう伝える。

4 降園後の室内等の消毒

ア 使い捨て手袋、マスク、エプロンを着用し、換気しながらエタノール消毒液等で浸した布やペーパータオルで、園児が使用した体温計、寝具、椅子等の備品類および蛇口やドアノブ、壁等の触れた場所を拭く。

イ 消毒に使用した使い捨て手袋、マスク、エプロンは、ビニール袋に入れ密閉し廃棄する。

ウ 布製エプロンやタオル等を使用した場合は、80℃以上で10分間熱湯消毒をした後に洗濯をする。

エ 消毒清掃終了後は、石けんと流水で30秒以上かけて手洗いをする。

5 日頃の対応

保健所の疫学調査（濃厚接触者の特定等）に備えて、以下について確認しておく。

ア 保育状況（時間、場所、移動経路、仲の良いお友達ほか）

イ 担当保育士等

注）発症の2日前からの状況を確認します。

II 職員に疑わしい症状がある場合の対応

1 体調不良時の基本的な対応

ア 出勤しない（させない）。出勤している場合は、直ぐに帰宅させる。

イ 医療機関を必ず受診するように伝える（要事前連絡）。なお、受診結果を速やかに園に連絡してもらうこと。

注）休暇を取得しやすい環境を整えておく。

2 日頃の対応

保健所の疫学調査（濃厚接触者の特定等）に備えて、以下について確認しておく。

ア 担当クラス等（時間、場所、移動経路ほか）

イ 職員の動向（園児や保護者、他職員との接触ほか）

ウ 職員の出勤経路

注）発症の2日前からの状況を確認します。

Ⅲ 保護者に疑わしい症状がある場合の対応

1 基本的な対応

- ア 園児を登園させない。（丁寧に説明）
- イ 医療機関を必ず受診するように要請する（要事前連絡）。なお、受診結果を速やかに園に連絡してもらうこと。
- ウ PCR検査が実施され陽性だった場合、子ども（園児）は、保健所の判断（濃厚接触者と特定）に従いPCR検査を実施する。（医師の判断含む。）
- エ 子ども（園児）が陽性だった場合、「Ⅳ 感染が確認された場合の対応」を行う。

2 日頃の対応

保健所の疫学調査（濃厚接触者の特定等）に備えて、以下について確認しておく。

- ア 子ども（園児）の保育状況（時間、場所、移動経路ほか）
- イ 担当職員等

注）発症日の2日前からの状況を確認します。

Ⅳ 感染者が確認された場合の対応

園児や保護者、職員の感染が確認された場合は、西多摩保健所の指導の下、子育て推進課が園を支援して対応する。また、保護者等に対し迅速に情報提供を行う。

1 園児および職員の感染が確認された時の対応

- ア 園児および職員のPCR検査の結果が『陽性』の場合、速やかに西多摩保健所、子育て推進課、主治医、園医・嘱託医に連絡する。
- イ 園児および職員が、次の(ア)～(エ)の状況である場合は、速やかに子育て推進課に報告を行う。
 - (ア) 園児・職員がPCR検査を受けた場合
 - (イ) 園児・職員が濃厚接触者と判定された場合
 - (ウ) 園児・職員の家族がPCR検査を受けた場合
 - (エ) 園児・職員の家族が濃厚接触者と判定された場合

注）園児・職員が濃厚接触者と判定された場合は、西多摩保健所の指示に従い、原則、14日間の自宅待機（経過観察）となります。

- ウ 園では、子育て推進課および保護者と即時（常時）連絡が取れるような体制をとっておく。
- エ 登園していた園児や職員が陽性と判定された場合、西多摩保健所の調査が入るため、4ページの2「西多摩保健所に報告すべき事項」について準備をしておく。
- オ 保護者への周知が必要となるため、メール配信および園のHPへの掲載等の準備を進めておく。その際、SNS等による情報の拡散防止を記載（依頼）する。

2 西多摩保健所に報告すべき事項

- ア 園児・職員の経過（発症日、検査日、検査結果日、検査実施機関名、現在の状況）
- イ 園児・職員の家族構成、園児に兄弟（姉妹）がいる場合の通学・通園先
- ウ 園児・職員の登園・出勤状況、症状の有無
- エ 濃厚接触者の割り出し（他者との接触状況）
- オ 同居家族の健康状態
- カ 感染機会の確認、渡航の有無
- キ 医療機関等からの指示内容
- ク 他の園児、職員の健康状態
- ケ 居住地、通勤手段（職員の場合）
- コ その他

園児取り図、園児・職員名簿、園児出席簿、職員シフト勤務表、職員体制、普段の保育の様子、クラスと感染者の1日の動き、食事や午睡の様子、保護者の情報など

3 PCR検査

園児・職員の感染が判明した場合は、西多摩保健所が濃厚接触者を特定しPCR検査（無料）を行う。

検査日、場所等は状況により異なるため、西多摩保健所の指示に従うこと。

4 施設の休園

ア 園児・職員の感染が判明した場合は、西多摩保健所の意見を参考に、子育て推進課で休園の判断を行う。

イ 休園期間は、感染が確認された翌日から、土日祝日を含め7日間を目安とする。ただし、西多摩保健所と相談の上、発症日・感染者数、濃厚接触者数などを総合的に考慮し、休園期間や規模について別途判断する場合がある。

5 施設の消毒

施設の消毒作業は、保健所の指導のもと、園を閉鎖してから72時間経過後に濃厚接触者と判断されなかった職員が行う。

注）物の表面についてのウイルスの生存期間は、これまでの実験室での研究（室温21-23度、湿度40%）で、プラスチック3日、ステンレス2-3日、ダンボールは24時間程度とされている。

6 代替え保育

代替え保育は実施しない。なお、市長名で、企業・事業者に対し、休園に伴う家庭保育の協力についてのお願い文を作成する。（保護者が必要に応じて青梅市HPより印刷し使用）

7 園児、保護者、職員が感染者、濃厚接触者となった場合の配慮

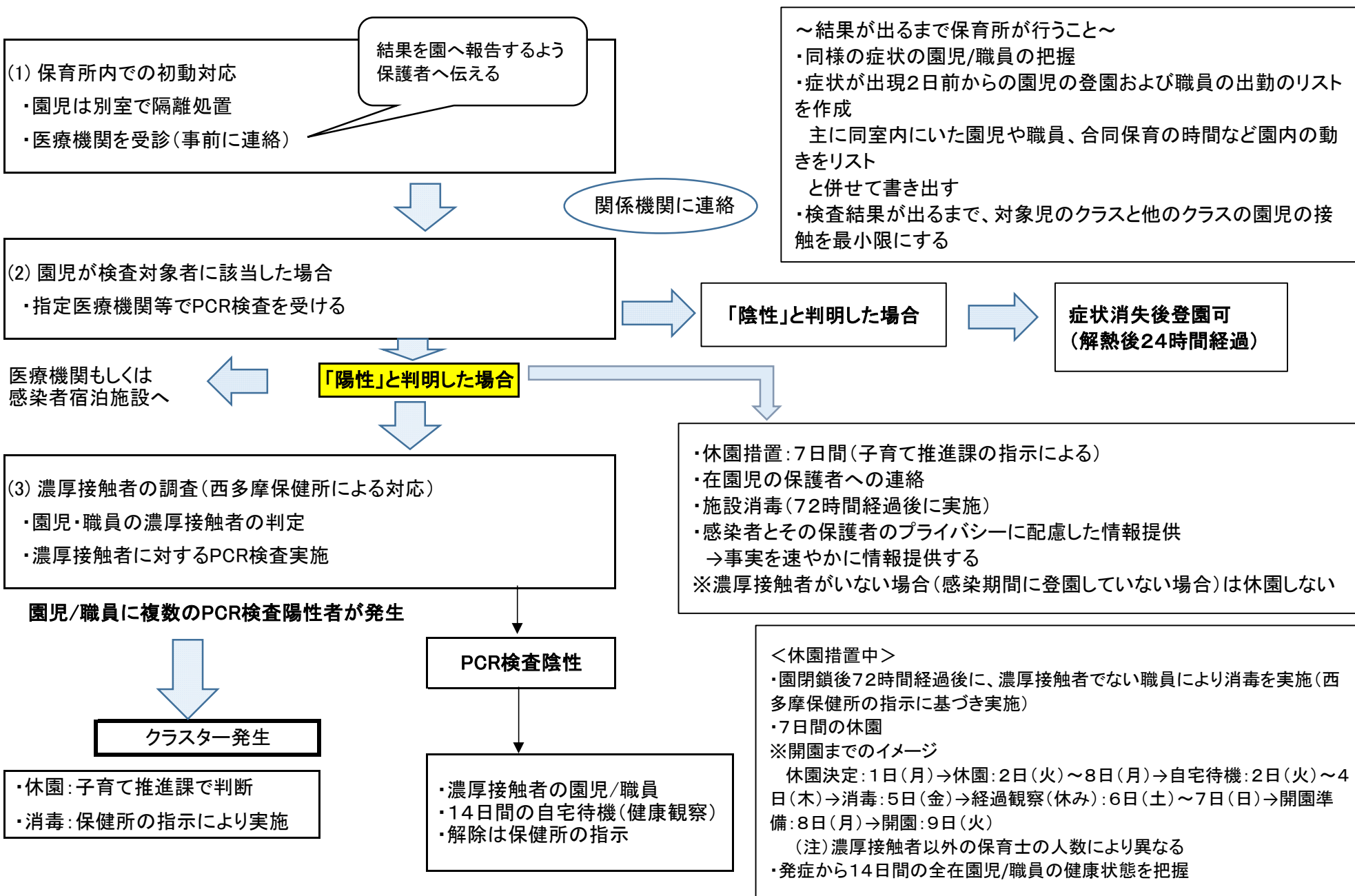
新型コロナウイルス感染症に対する正しい知識が不十分であることが原因で、差別や偏見、誹謗中傷が生じないように最大限配慮し、保護者や地域の方々にも丁寧に説明し理解を得る。

注) 感染者は、身体的な症状により、辛い療養生活を経験している場合がある。また、感染したという事実が精神的な負担となる場合があることに留意する。

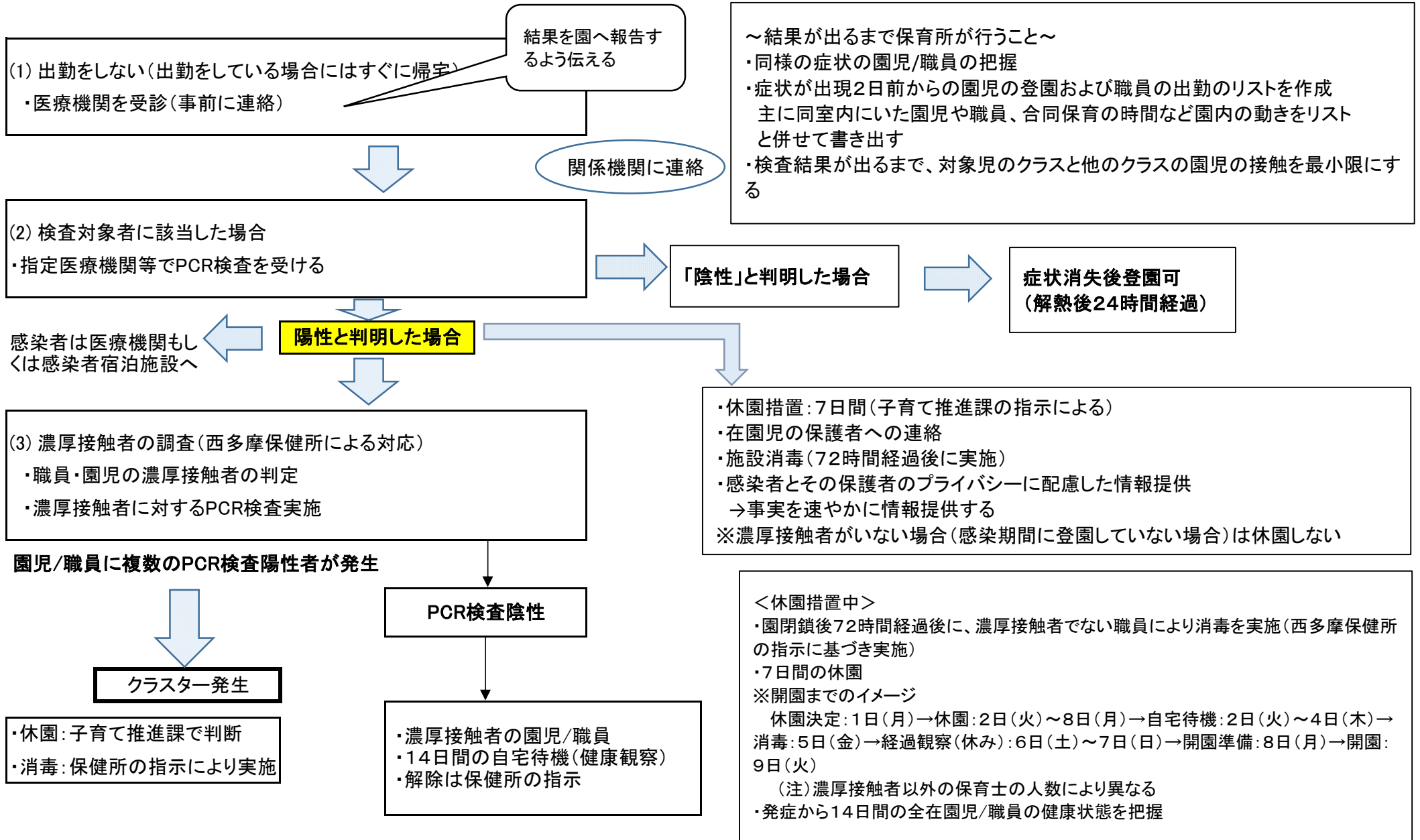
8 濃厚接触者の定義

患者が発症する2日前から、1メートル程度の距離でマスクをせずに15分以上会話をした場合とする。

I 園児に疑わしい症状がある場合



II 職員に疑わしい症状がある場合



青梅市幼児教育・保育施設における新型コロナウイルス感染症 自粛・登園等マニュアル(園児用)

令和2年8月5日

対象者	症 状	対 応	登園の目安
園児本人	<ul style="list-style-type: none"> ・発熱(37.5℃以上) ・風邪症状 ・下痢等 ・倦怠感等 	<ul style="list-style-type: none"> ・登園自粛(自宅療養) ・医療機関受診・相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・症状消失 ・解熱後24時間経過(解熱剤を使用していない) ・主治医の許可
園児本人	<ul style="list-style-type: none"> ・同居の家族がコロナ発症 	<ul style="list-style-type: none"> ・登園自粛 ・保健所に指示を仰ぐ ・濃厚接触者として14日間の健康観察 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所の許可
園児本人	<ul style="list-style-type: none"> 濃厚接触者と判定 	<ul style="list-style-type: none"> ・登園停止 ・保健所に指示を仰ぐ ・濃厚接触者として14日間の健康観察 ・PCR検査受診 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所の許可
園児本人	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ感染(陽性) 	<ul style="list-style-type: none"> ・登園停止 ・保健所・子育て推進課と連携 ・休園 ・園内での接触者記録等の準備 ・施設消毒(保健所の指示) 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所・主治医の許可
園児の家族	<ul style="list-style-type: none"> 同居の家族が ・発熱(37.5℃以上) ・風邪症状 ・下痢 ・倦怠感等 	<ul style="list-style-type: none"> ・登園自粛 ・家庭内隔離(感染防止) 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族・園児に症状がないこと ・同居家族の自粛期間終了後
園児の家族	<ul style="list-style-type: none"> ・同居の家族が濃厚接触者と診断 	<ul style="list-style-type: none"> ・登園自粛 ・保健所の指示を仰ぐ ・濃厚接触者として14日間の健康観察 ・家庭内隔離(感染防止) 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族・園児に症状がないこと ・同居家族の自粛期間終了後

青梅市幼児教育・保育施設における新型コロナウイルス感染症 自粛・出勤等マニュアル(職員用)

令和2年8月5日

対象者	症 状	対 応	出勤の目安
職員本人	<ul style="list-style-type: none"> ・発熱(37.5℃以上) ・風邪症状 ・下痢等 ・倦怠感等 	<ul style="list-style-type: none"> ・出勤しない(自宅療養) ・医療機関受診・相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・症状消失 ・解熱後24時間経過(解熱剤を使用していない) ・主治医の許可
職員本人	<ul style="list-style-type: none"> ・同居の家族がコロナ発症 	<ul style="list-style-type: none"> ・出勤自粛 ・保健所の指示を仰ぐ ・濃厚接触者として14日間の健康観察 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所の許可
職員本人	<ul style="list-style-type: none"> 濃厚接触者と判定 	<ul style="list-style-type: none"> ・出勤停止 ・保健所に指示を仰ぐ ・濃厚接触者として14日間の健康観察 ・PCR検査受診 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所の許可
職員本人	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ感染(陽性) 	<ul style="list-style-type: none"> ・出勤停止 ・保健所・子育て推進課と連携 ・休園 ・園内での接触者記録等の準備 ・施設消毒(保健所の指示) 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所・主治医の許可
職員の家族	<ul style="list-style-type: none"> 同居の家族が ・発熱(37.5℃以上) ・風邪症状 ・下痢 ・倦怠感等 	<ul style="list-style-type: none"> ・出勤しない ・医療機関受診・相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族・職員に症状がないこと ・同居家族の自粛期間終了後
職員の家族	<ul style="list-style-type: none"> ・同居の家族が濃厚接触者と診断 	<ul style="list-style-type: none"> ・出勤自粛 ・保健所の指示を仰ぐ ・濃厚接触者として14日間の健康観察 ・家庭内隔離(感染防止) 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族・職員に症状がないこと ・同居家族の自粛期間終了後